

公表資料をもとに県民活躍推進課で作成		非行助長行為の禁止			淫行等の禁止		備考
		規定の有無	該当条文	対応する罰則	対応する罰則	該当条項	
1	北海道	なし					
2	青森県	なし	(淫行等の勧誘等の禁止) 第22条の2 何人も、青少年に対して淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘、または強要してはならない。	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (条例上の罰則区分としては2番目に厳しいもの)	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金 (条例上の罰則区分としては最も厳しいもの)	第22条	
3	岩手県	なし					
4	宮城県	なし					
5	秋田県	なし					
6	山形県	なし					
7	福島県	なし					
8	茨城県	有	(非行助長行為の禁止) 第38条 何人も、青少年に対し、有害行為、家出、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕若しくは監禁を行うよう勧誘し、あり、そのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。 ※「有害行為」に「みだらな行為」、「わいせつ行為」が含まれる。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第35条	
9	栃木県	なし					
10	群馬県	有	(非行助長行為の禁止) 第43条第1項 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為等を行うよう勧誘し、あり、そのかし、又は強要し、又はこれらの行為を行わせる目的を持って金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第35条	
11	埼玉県	なし					
12	千葉県	なし					
13	東京都	なし					
14	神奈川県	なし					
15	新潟県	なし					
16	富山県	なし					
17	石川県	有	(非行助長行為の禁止) 第54条の2 青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為や家出、違法運転などの行為を行うよう勧誘し、あり、そのかし、又は強要してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第52条	
18	福井県	なし					
19	山梨県	なし					
20	長野県	なし					
21	岐阜県	なし					
22	静岡県	なし					
23	愛知県	なし					
24	三重県	なし					
25	滋賀県	なし					
26	京都府	なし					
27	大阪府	なし					
28	兵庫県	なし					
29	奈良県	なし					
30	和歌山県	有	(場所提供及び周旋の禁止) 第28条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれのあることを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (1) 淫行又はわいせつな行為をすること。 (2) 大麻、麻薬、あへん又は覚醒剤(覚醒剤原料を含む。)を使用すること。 (3) 有害薬品類を不健全に使用すること。 (4) 飲酒又は喫煙をすること。 (非行助長行為の禁止) 第29条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為若しくは道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条に規定する行為又は家出を行うように勧誘し、あり、そのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他財産上の利益又は便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第26条	
31	鳥取県	なし					
32	島根県	有	(非行助長行為の禁止) 第23条第1項 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、道路交通法第68条に規定する行為、淫らな性行為、わいせつな行為又は特定薬品等の不健全使用を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。	罰則なし	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	第21条	
33	岡山県	有	(非行助長行為の禁止) 第19条第1項 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あり、そのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第20条	
34	広島県	有	(淫行等の勧誘等の禁止) 第39条の2 何人も、青少年に対して淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘、または強要してはならない。	6月以下の拘禁刑（懲役）又は30万円以下の罰金	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	第39条	
35	山口県	なし					
36	徳島県	なし					
37	香川県	なし					
38	愛媛県	なし					
39	高知県	なし					
40	福岡県	なし					
41	佐賀県	なし					
42	長崎県	なし					
43	熊本県	なし					
44	大分県	有	第38条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為 二 とばく又は暴行 三 飲酒又は喫煙 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。）の不健全な使用 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）の不健全な使用 (非行助長行為の禁止) 第39条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条、第17条、第20条、第25条の2、第68条若しくは第76条第4項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。 (2 略)	10万円以下の罰金又は科料	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第37条	
45	宮崎県	なし					
46	鹿児島県	なし					
47	沖縄県	有	(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止) 第18条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為 (2) 薬品類等を不健全に使用する行為 (3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用 (4) 賭博、飲酒又は喫煙 (5) 入れ墨を施す行為 (6) 暴行、脅迫又は恐喝 (非行助長行為の禁止) 第18条の2 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為等を行うよう勧誘し、あり、唆し、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第17条の2	

令和5年調査後 適宜更新		児童ポルノ等の提供を求める行為				規制条項	対象定義	構成要件	構成要件2	罰則	青少年への 適用除外条項等	備考
		規制	罰則	条文で全般を禁 止し、罰則に具 体的な要件を定 めているもの	条文で禁止とな る具体的な要件 を定めているも の							
1	北海道	○	○		○	第38条の2	①	①	対象13歳未満	30万円以下の罰金、常習者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	あり＋優先事項	
2	青森県	×	×									
3	岩手県	×	×									
4	宮城県	○	○		○	第31条の2	①	①		30万円以下の罰金又は科料	あり	
5	秋田県	×	×									
6	山形県	○	○		○	第13条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
7	福島県	○	○		○	第26条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
8	茨城県	○	○	○		第35条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
9	栃木県	○	○	○		第42条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
10	群馬県	○	○	○		第35条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
11	埼玉県	○	○	○		第19条の3	②	①		30万円以下の罰金	あり	
12	千葉県	○	○		○	第19条の4	①	①	前項各号のほか	30万円以下の罰金又は科料	あり（但書付）	
13	東京都	○	○		○	第18条の7	①	①		30万円以下の罰金	あり	
14	神奈川県	○	○	○		第31条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
15	新潟県	○	○		○	第20条の3	①	①		20万円以下の罰金	あり	
16	富山県	○	○	○		第15条の3	②	①		30万円以下の罰金	あり	
17	石川県	○	○		○	第51条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
18	福井県	○	○		○	第35条の3	③	①		30万円以下の罰金	無	
19	山梨県	○	○	○		第12条の3	①	①		30万円以下の罰金	あり	
20	長野県	×	×									
21	岐阜県	○	○	○		第23条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり（規制条項内カッコ書き）	
22	静岡県	○	○	○		第14条の5	②	①		30万円以下の罰金	あり	
23	愛知県	○	○	○		第14条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	R7.3改正
24	三重県	○	○	○		第23条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
25	滋賀県	○	○	○		第24条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり（但書付）	R5.10改正
26	京都府	○	○	○		第21条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
27	大阪府	○	○	○		第42条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり（但書付）	
28	兵庫県	○	○	○		第21条の3	②	②		30万円以下の罰金又は科料	あり	
29	奈良県	○	○	○		第34条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
30	和歌山県	○	○	○		第26条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
31	鳥取県	○	○	○		第18条の2	①	③		30万円以下の罰金	あり	
32	島根県	×	×									
33	岡山県	○	○	○		第20条の2	④	①		30万円以下の罰金	無	R6.7月改正
34	広島県	○	○		○	第39条の3	②	③正当な理由なく		30万円以下の罰金	あり	R6.10月改正
35	山口県	○	○	○		第12条の5	②	④		30万円以下の罰金又は科料	あり	
36	徳島県	×	×									
37	香川県	○	○	○		第16条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり＋優先事項	
38	愛媛県	○	○	○		第9条の3	②	①		30万円以下の罰金	あり	
39	高知県	○	○	○		第18条の2	④	①		30万円以下の罰金	あり	
40	福岡県	○	○		○	第31条の2	①	①		30万円以下の罰金又は科料	あり	
41	佐賀県	○	○	○		第22条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
42	長崎県	○	○		○	第16条の2	①	①		30万円以下の罰金	あり	
43	熊本県	○	○		○	第18条の4	①	①		30万円以下の罰金	あり	
44	大分県	○	○		○	第37条の2	①	①		30万円以下の罰金又は科料	あり	
45	宮崎県	○	○	○		第19条の2	③	①		30万円以下の罰金	あり	
46	鹿児島県	○	○	○		第22条の2	②	①		30万円以下の罰金	あり	
47	沖縄県	○	○	○		第17条の4	③	①		30万円以下の罰金	あり（但書付）	

公表資料をもとに県民活躍 推進課で作成		有害情報閲覧抑止				フィルタリング実装					備考
		義務対象者1	義務対象者2	義務対象者3	義務対象者4	役務提供、販売、貸付業者等		保護者	知事	知事	
						説明・書面（電子 記録含）交付義務	書類 保管・保存義務	意思表示書面 提出義務	義務違反者等への 勧告・公表等	立入調査	
1	北海道	保護者、学校関係者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第30条、第30条の2、第53条
2	青森県	保護者、学校関係者、育成者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者		－	－	－	－	－（限定列挙外）	第21条の2、（第28条の2）
3	岩手県	保護者、学校関係者、育成者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供者（フィルタリング含）	端末販売、貸付業者（フィルタリング含）	－	－	－	－	－（限定列挙外）	第19条の2、（第26条）
4	宮城県	何人も	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第16条の3、第16条の4、第39条
5	秋田県	何人も	端末販売、貸付業者（フィルタリング含）			－	－	－	－	（条例全体で有）	第8条の2、第25条
6	山形県	何人も	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	保護者、学校関係者、育成者（適正利用）	説明＋書面交付	有	有	有	有	第11条の4、第11条の5、第25条
7	福島県	家族、学校関係者、育成者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供者（フィルタリング含）	端末販売、貸付業者（フィルタリング含）	説明＋書面交付	有	有	勧告のみ	有	第29条、第29条の2、第30条
8	茨城県	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）			－	－	－	－	（条例全体で有）	第39条、第44条
9	栃木県	役務提供者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	保護者（適正利用）		書面で説明	有	有	有	（条例全体で有）	第33条、第33条の2、第40条、（第52条）
10	群馬県	端末設置者（フィルタリング含）	保護者（フィルタリング含）	学校関係者、育成者（適正利用）		説明時書面交付	有	有	有	有	第28条、第28条の2、第28条の4、第50条
11	埼玉県	保護者	端末設置者（フィルタリング含）			説明書交付	有	有	有	有	第21条の3、第21条の4、第26条
12	千葉県	保護者	役務提供者（フィルタリング含）	インターネット利用サービス施設経営者		説明時書面交付	有	有	有	有	第23条の5の2、第23条の6、第23条の7、第23条の8、第23条の9
13	東京都	フィルタリング開発事業者、 フィルタリングサービス提供事業者 （フィルタリング利便性向上）	フィルタリング関係民間団体 （フィルタリング性能、普及）	役務提供者（フィルタリング勧奨）	興行場等経営者 （フィルタリング付環境提供）	説明＋書面交付	有	有	有	－（限定列挙外）	（第17条）、第18条の10、第18条の11、第18条の12、 第18条の13 ※義務対象者5：保護者（フィルタリング含）
14	神奈川県	保護者（適正利用）	端末設置者（フィルタリング含）			書面で説明	有	有	有	（条例全体で有）	第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、（第51条）
15	新潟県	保護者（適正利用）				説明＋書面交付	有	有	有	－（限定列挙外）	第26条の2、第26条の3、（第27条）
16	富山県	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	何人も		説明＋書面交付	有	有	有	有	第18条の3、第18条の4、第21条
17	石川県	保護者、育成者（フィルタリング含）	役務提供者業者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）		説明時書面交付	有	有	有	－（限定列挙外）	第34条、第34条の2、（第57条）
18	福井県	保護者（フィルタリング含）	学校関係者、育成者（適正利用）	端末設置者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	（条例全体で有）	第43条の2、第43条の3、（第44条）
19	山梨県	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）			説明＋書面交付	有	有	有	（条例全体で有）	第7条の2、第7条の3、（第14条の2）
20	長野県	独自条例「長野県子どもを性被害から守るための条例」により県の努力義務が記載されている。				－					
21	岐阜県	保護者、学校関係者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第31条、第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第45条
22	静岡県	保護者、学校関係者、育成者（適正利用）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明時書面交付	有	有	有	有	第16条の3、第16条の4、第17条
23	愛知県	保護者、学校関係者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		－	有（保護者書面）	有	有	有	第18条の2、第18条の3、第27条
24	三重県	保護者、学校関係者、育成者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		－	有（保護者書面）	有	有	（条例全体で有）	第18条の6、第18条の7、第18条の8、第18条の9、（第36条）
25	滋賀県	役務提供者業者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	保護者（フィルタリング含）		－	－	－	－	（条例全体で有）	第20条の2、（第26条）
26	京都府	保護者、育成者（適正利用）	販売、貸付業者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	勧告のみ	（条例全体で有）	第18条の3、第18条の4、第18条の5、第18条の6、第18条の7、第18条の8、第19条、第20条、（第26条）、第27条、第27条の2
27	大阪府	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	保護者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第31条、第32条、第34条、第35条、第50条
28	兵庫県	保護者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第24条の2、第24条の3、第24条の4、第24条の5、第24条の6、第28条
29	奈良県	役務提供者業者	端末販売等業者	保護者（適切利用）	何人も	説明＋書面交付	有	有	有	有	第19条の2、第30条の3、第37条
30	和歌山県	保護者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	（条例全体で有）	第21条の7、第21条の8、（第31条）
31	鳥取県	保護者（フィルタリング含）	学校関係者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供者業者（フィルタリング含）	説明＋書面交付	有	有	有	有	第12条の2、第12条の3、第22条
32	島根県	何人も	端末設置者（フィルタリング含）			書面交付＋説明	有	有	有	（条例全体で有）	第25条、第25条の2、第25条の3、（第28条）
33	岡山県	保護者（フィルタリング含）	役務提供者業者（フィルタリング含）	端末販売等業者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	書面で説明	有	有	有	有	青少年インターネット条例第10条、第11条、第16条
34	広島県	保護者、学校関係者、育成者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明時書面交付	有	有	有	有	第42条の2、第42条の3、第45条
35	山口県	保護者	ネット利用事業者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	（条例全体で有）	第14条の、第14条の3、（第16条）
36	徳島県	保護者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		－	－	－	－	（条例全体で有）	第15条の2、（第17条）
37	香川県	保護者	育成者	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	説明時書面交付	有	有	有	（条例全体で有）	第17条の3、第17条の4、（第19条）
38	愛媛県	保護者	何人も（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	勧告のみ	有	第13条の8、第13条の9、第13条の10、第17条
39	高知県	何人も	保護者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	－	－	－	－	－（限定列挙外）	第23条の3、（第28条）
40	福岡県	端末設置者（フィルタリング含）	保護者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明時書面交付	有	有	有	有	第14条の2、第15条の2、第36条
41	佐賀県	保護者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	それ以外の者	書面交付＋説明	有	有	有	有	第18条の4、第18条の5、第18条の6
42	長崎県	保護者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	端末設置者（フィルタリング含）		説明＋書面交付	有	有	有	有	第4条の2、第4条の3、第21条
43	熊本県	保護者（フィルタリング含）	育成者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）		説明時書面交付	有	有	有	有	第18条の2、第18条の3、第19条
44	大分県	保護者（フィルタリング含）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）			説明＋書面交付	有	有	有	有	第22条、第22条の2、第22条の3
45	宮崎県	保護者	端末設置者			－	－	－	－	（条例全体で有）	第22条、（第27条）
46	鹿児島県	保護者	育成者	端末設置者	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	説明時書面交付	有	有	有	有	第26条、第26条の2、第26条の3
47	沖縄県	何人も	端末設置者	保護者（適切利用）	役務提供、販売、貸付業者（フィルタリング含）	説明時書面交付	有	有	有	有	第18条の6、第18条の7、第18条の8、第20条

規定あり	36	有	36	有	38	有	33	有	25
		保護者書面有	2			勧告のみ	3	条例として有	15
						なし	8	限定列挙外	6
		保護者書面有	2			条例なし	1		
		条例なし	1						

刑法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
第182条	第2条	第2条
3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、 <u>次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。</u>	次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
一 <u>性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態</u> をとってその映像を送信すること。	一 <u>児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態</u>	一 正当な理由がないのに、ひそかに、 <u>次に掲げる姿態等</u> (以下「 <u>性的姿態等</u> 」 <u>という。</u>)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「 <u>対象性的姿態等</u> 」という。)撮影する行為
二 <u>前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態</u> をとってその映像を送信すること。	二 <u>他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの</u>	イ <u>人の性的な部位(性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。))のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分</u>
	三 <u>衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの</u>	ロ <u>イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。))がされている間における人の姿態</u>
	第7条	
	自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、 <u>第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録</u> を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。	○刑法 第一百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの(以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。